平成２９年（フ）第１７７１号
横浜市旭区今宿東町548番地１　コーポ大塚Ⅱ201号
債務者　香川　　一
１　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８０２号
横浜市金沢区谷津町352番地
債務者　新谷めぐみ
１　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第８９号
千葉市中央区宮崎町663―２―204、住民票上の住所千葉市中央区本千葉町９番12号　アンビシャスプラザ千葉中央705号
破産者　大島　誠一
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４６５号
千葉市稲毛区轟町５丁目１番９号　シーアイマンション605号
破産者　近藤　亮一
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５０６号
千葉県市川市南八幡１丁目９番17―203号（カサデ・パドレス）
破産者　稲生　有美
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５２９号
千葉県市原市辰巳台西１丁目４番地24
破産者　大崎　　修
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５３号
茨城県神栖市居切1547番６
破産者　株式会社コウセイ
１　決定年月日　平成29年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第４８６号
千葉市花見川区こてはし台５丁目８番７号
破産者　関　　綾子
１　決定年月日　平成29年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４８７号
千葉市花見川区こてはし台５丁目８番７号
破産者　星野　愛美
１　決定年月日　平成29年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１９８号
千葉市美浜区真砂５丁目14番11号
破産者　田口　陽子
１　決定年月日　平成29年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４２０号
千葉県市川市高石神38番７号　（ウィスタリア中山203号）
破産者　中山　竜子
１　決定年月日　平成29年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４３７号
千葉市若葉区桜木７丁目２番８号
破産者　篠田　大吾
１　決定年月日　平成29年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５３３号
千葉県八千代市勝田台６丁目１番地１　アルシオネ101
破産者　小出　杏奈（旧姓加藤）
１　決定年月日　平成29年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５５９号
千葉市中央区松波２丁目４番16号　第二大和ビル606号
破産者　北島　昭男
１　決定年月日　平成29年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５７８号
千葉県船橋市豊富町652番地233
破産者　野永　隆幸
１　決定年月日　平成29年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３２号
三重県尾鷲市小川東町15番17号
破産者　株式会社中口造園緑化センター
１　決定年月日　平成29年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第３３号
三重県北牟婁郡紀北町船津2520番地
破産者　中口　智雄
１　決定年月日　平成29年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第３９１号
奈良県天理市石上町466番地の１
破産者　有限会社イナベ化学工業
１　決定年月日　平成29年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第５８号
北海道釧路郡釧路町東陽西２丁目４番地12
破産者　株式会社ハウスマツモト
１　決定年月日　平成29年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１８２号
北海道厚岸郡浜中町霧多布東１条１丁目46番地
破産者　株式会社ヤマジュウ
１　決定年月日　平成29年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１９７号
釧路市栄町３丁目２番地１
破産者　有限会社梵天
１　決定年月日　平成29年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所